

基発 1203 第 7 号  
平成 26 年 12 月 3 日

届出事業者 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
- 2 官報掲載年月日
- 3 官報公示名称

(別添 略)

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質については、同条第 3 項の規定に基づき、当該化学物質の名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係事業者団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 25 年厚生労働省告示第 391 号、平成 26 年厚生労働省告示第 117 号、第 271 号及び第 372 号）により、891 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる 49 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

また、法第 57 条の 3 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙 2 に掲げる 20 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、これまでに指針に基づく措置を講ずるよう届出事業者及び関係事業者団体に要請した物質のうち、別紙 3 に掲げる既存化学物質については、指針に基づく措置の対象から除外することとしました。しかしながら、当該物質はジメチルスルホキシドに溶解した場合、強度の変異原性が認められる物質に変化することから、製造し、又は取り扱う際には留意いただきますようお願いいたします。

（別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 略）

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会  
一般社団法人日本化学品輸出入協会  
化成品工業協会  
農薬工業会  
日本製薬団体連合会

基 発 1203 第 9 号  
平成 26 年 12 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

標記の件に関し、現在まで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、有害性の調査の結果、強度の変異原性が認められたもの（合計 782 物質）
2. 法第 57 条の 3 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査の結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 150 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。）に基づく措置の実施を届出事業者に対して要請するとともに、指針の周知等を関係事業者団体に対して要請しているところである。

今般、労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（平成 25 年厚生労働省告示第 391 号、平成 26 年厚生労働省告示第 117 号、第 271 号及び第 372 号）により、891 物質の名称を公表したところであるが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる 49 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

また、既存化学物質のうち別紙 2 に掲げる 20 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

ついては、別添 1 により別紙 1 に掲げる届出物質を届け出た事業者に対して、指針に基づく措置を講ずるよう要請し、また、別添 2 により関係事業者団体に対して、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造する又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したので、貴職におかれても、管内の事業者に対して、これらの化学物質

を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。

なお、これまでに指針に基づく措置を講ずるよう届出事業者及び関係事業者団体に要請した物質のうち、別紙3に掲げる既存化学物質については、指針に基づく措置の対象から除外することとした。しかしながら、当該物質はジメチルスルホキシドに溶解した場合、強度の変異原性が認められる物質に変化することから、製造し、又は取り扱う際には留意するよう、併せて周知されたい。

## 変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	
1	22758	平成25年12月27日 厚生労働 省告示第391号	8-アミノキノリン-7-カルバルデヒド	
2	22785		エテンスルホン酸=プロパ-2-イン-1-イル	
3	22799		1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと(2-ヒドロキシベンズアルデヒド・フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物)の反応生成物	
4	22823		シクロヘキサン-1,4-ジカルボン酸=水素=エトキシメチル	
5	22824		シクロヘキサン-1,4-ジカルボン酸=ビス(エトキシメチル)	
6	22826		2-(シクロヘキシルオキシメチル)オキシラン	
7	22838		3,5-ジニトロ-N-(3-ピリジルメチル)ベンズアミド	
8	22885		2-ニトロベンゼンチオスルホン酸=S-フェニル	
9	22889		N,N-ビス(2-クロロエチル)カルバモイル=クロリド	
10	22970	平成26年3月27日 厚生労働 省告示第117号	2-(8-アミノ-2-キノリル)-1H-シクロペンタ[b]ナフタレン-1,3(2H)-ジオン	
11	23007		8-(オキシラン-2-イルメキシ)オクタ-1-エン	
12	23031		3-クロロプロパン-1-スルホニル=クロリド	
13	23034		2-(クロロメチル)オキシランと[ナフタレン-1-オール・1,4-ビス(メキシメチル)ベンゼン重縮合物]の反応生成物	
14	23062		ジメチル=[4-(メキシカルボニル)-2-ニトロフェニル]マロナート	
15	23070		3,3',5,5'-テトラメチル-4,4'-ビス(オキシラン-2-イルメキシ)ビフェニル・ビフェニル-4,4'-ジオール重付加物	
16	23080		二ナトリウム=4-アミノ-3-[[4-((4-[(2,4-ジアミノフェニル)ジアゼニル]フェニル)カルバモイル)フェニル]ジアゼニル]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルジアゼニル)ナフタレン-2,7-ジスルホナート	
17	23102		2-フルオロ-4-(1H-ピラゾール-1-イル)アニリン=塩酸塩	
18	23109		N-(4-ブロモフェニル)ベンゼン-1,2-ジアミン	
19	23114		{5-[(4-プロモベンジル)オキシ]-4-(2-メキシエトキシ)-2-ニトロフェニル}アセトニトリル	
20	23115		1-[(4-プロモベンジル)オキシ]-2-(2-メキシエトキシ)-4-ニトロベンゼン	
21	23126		3-メチル-4-オキソ-3,4-ジヒドロイミダゾ[5,1-d][1,2,3,5]テトラジン-8-カルボキサミド	
22	23129		4-メチル-2,2-ジオキソ-3,6-ジヒドロ-1,2λ <sup>6</sup> -オキサチイン	
23	23138		メチル=4'-(プロモメチル)ビフェニル-2-カルボキシラート	
24	23203		平成26年6月27日 厚生労働 省告示第271号	1-(オキシラン-2-イルメキシ)ヘキサン
25	23223			[2-クロロメチルオキシラン・4,4'-(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール重縮合物と4,4'-メチレンジアニリンの付加反応生成物]と2-(フェノキシメチル)オキシランの反応生成物
26	23237			N,N-ジエチル-3-メチル-4-[(5-ニトロ-1,3-チアゾール-2-イル)ジアゼニル]アニリン
27	23253	2,2-ジプロモ-1-(2-フルオロフェニル)エタノン		

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
28	23258	平成26年9月26日 厚生労働 省告示第372号	$N, N'$ -ジメチル- $N, N'$ -(ヘキサン-1, 6-ジイル)ジカルバモ イル=ジクロリド
29	23283		トリクロリド(ペンタメチル- $\eta^6$ -シクロペンタジエニル)チタン(IV)
30	23351		[1-(4-フルオロ-1 <i>H</i> -インドル-3-イル)シクロプロピル]メタ ンアミン=メタンスルホナート
31	23359		$N$ -(4-プロモプシル)フタルイミド
32	23360		1-(7-ブromo-4-フルオロ-3-ヒドロキシ-2-オキシインドリン -3-イル)シクロプロパンカルボニトリル
33	23379		メチル=ヒドロキシ(メトキン)アセタート
34	23416		アニリン・2-クロロアニリン・ホルムアルデヒド重縮合物
35	23417		2-アミノ-6-アニリノ-4-メチル-5-{[4-ニトロ-2-(トリフル オロメチル)フェニル]ジアゼニル}ニコチノニトリルと6-アミノ-2-ア ニリノ-4-メチル-5-{[4-ニトロ-2-(トリフルオロメチル)フェニ ル]ジアゼニル}ニコチノニトリル(主成分)の混合物
36	23440		エチル=2-アミノ-4-メチル-5-(4-ニトロフェニル)チオフエン -3-カルボキシラート
37	23441		エチル=2-[(エトキシカルボニル)アミノ]-4-メチル-5-(4-ニ トロフェニル)チオフエン-3-カルボキシラート
38	23444		エチル=2-[ $N$ -(2, 6-ジフルオロベンジル)- $N$ -(エトキシカル ボニル)アミノ]-4-[(ジメチルアミノ)メチル]-5-(4-ニトロフェニ ル)チオフエン-3-カルボキシラート
39	23445		エチル=2-[ $N$ -(2, 6-ジフルオロベンジル)- $N$ -(エトキシカル ボニル)アミノ]-4-メチル-5-(4-ニトロフェニル)チオフエン-3 -カルボキシラート
40	23446		エチル= $N$ -(2, 6-ジフルオロベンジル)- $N$ -{4-[(ジメチルア ミノ)メチル]-3-[(6-メトキシピリダジン-3-イル)カルバモイル] -5-(4-ニトロフェニル)-2-チエニル}カルバマート
41	23453	エチル=4-(プロモメチル)-2-[ $N$ -(2, 6-ジフルオロベンジ ル)- $N$ -(エトキシカルボニル)アミノ]-5-(4-ニトロフェニル)チ オフエン-3-カルボキシラート	
42	23476	1-(4-クロロフェニル)-2-メチル-2-モルホリノプロパン-1- オン	
43	23477	( <i>S, E</i> )- $N$ -[4-(3-クロロ-4-フルオロアニリノ)-7-(オキシ ラン-3-イルオキシ)キナゾリン-6-イル]-4-(ジメチルアミノ)プ ター-2-エンアミド=ジマレアート	
44	23480	2-(クロロメチル)オキシラン・4, 4'-(ヘキサフルオロプロパン-2, 2-ジイル)ジフェノール重縮合物	
45	23491	(2, 2-ジオキソ-1, 3, 2 $\lambda^6$ -ジオキサチオラン-4-イル)メチル =メタンスルホナート	
46	23525	テトラアンミン白金(2+)=ジアセタート	
47	23558	ナトリウム=4-メトキシアニリド	
48	23563	4-ニトロベンジル=3-(3-ネオペンチルシクロブチル)-3-オキ ソプロパノアート	
49	23605	( <i>S</i> )-2-[(ベンジルオキシ)メチル]オキシラン	

## 変異原性が認められた既存化学物質

	化審法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称 (括弧内は官報公示名称)
1	3-110	102-01-2	アセト酢酸アニリド
2	2-224	75-91-2	<i>tert</i> -ブチルヒドロペルオキシド
3	2-1041	106-91-2	メタクリル酸グリシジル
4	2-74	78-76-2	2-ブロモブタン
5	3-554	87-66-1	トリヒドロキシベンゼン
6	3-407	89-63-4	4-クロロ-2-ニトロアニリン
7	3-675	95-55-6	<i>o</i> -アミノフェノール
8	3-2274	98-94-2	<i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルシクロヘキシルアミン
9	3-136	101-72-4	<i>N</i> -イソプロピル- <i>N</i> '-フェニル- <i>p</i> -フェニレンジアミン
10	5-3723	366-18-7	2, 2'-ビピリジル
11	3-1348	614-45-9	<i>tert</i> -ブチルペルオキシベンゾアート
12	2-2330	1067-33-0	ジブチルスズ二酢酸
13	5-667	1338-23-4	3, 6-ジエチル-3, 6-ジメチル-1, 2, 4, 5-テトラ オキサン
14	3-574	2210-79-9	1-メチル-2-(オキシラン-2-イルメトキシ)ベンゼン
15	2-1766	2489-77-2	トリメチルチオ尿素
16	3-955	2675-77-6	ジクロロヒドロキノンジメチルエーテル
17	5-1367	6428-31-5	ダイレクト ブラック-19
18	1-407	7803-55-6	メタパナジン酸アンモニウム
19	3-682	156-43-4	<i>p</i> -フェネチジン
20	3-1014	80-15-9	クメンヒドロペルオキシド

(注1) これらの化学物質は、化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)の下に設置された遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、既知の知見を基に評価を行い、強い変異原性がある旨の意見を得られたことから、措置の対象とする。

(注2) 「化審法官報公示整理番号」とは、昭和54年6月29日までに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)の規定により公示された際に付せられた整理番号であり、これらは労働安全衛生法においても既存の化学物質として取り扱うこととしている(労働安全衛生法施行令附則第9条の2関係)。



(別紙3)

変異原性が認められた届出物質として指針に基づく措置を要請した物質のうち、措置の対象から除外する物質

	安衛法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称
1	1-(2)-245	205592-53-6	(±)-1, 1'-(エチレン)ビス(1, 2, 3, 3a, 7a-η-1H-インデニル)ジフェノキシジルコニウム(IV)

(除外する理由)

上記の物質は平成24年12月11日基発1211第4号「変異原性が認められた既存化学物質の取扱いについて」において強度の変異原性が認められた既存化学物質としていたが、今般、事業者から新たな試験結果が提出され、専門家が評価した結果、当該物質の変異原性はないとの意見が得られたので、除外する。

(※)

当初行われた変異原性試験に用いた溶媒であるジメチルスルホキシドと上記物質が反応し、強度の変異原性が認められる物質に変化することが判明した。新たな変異原性試験には、上記物質と反応しないエチレングリコールジメチルエーテルを溶媒として試験を実施し、変異原性がないことが確認された。

なお、上記物質自体には変異原性はないが、ジメチルスルホキシドと反応して強度の変異原性が認められる物質に変化することから、取り扱いには注意する必要がある。

別添1

基発 1203 第 7 号  
平成 26 年 12 月 3 日

届出事業者 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第57条の3第1項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1）に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
- 2 官報掲載年月日
- 3 官報公示名称

(別添 略)

基発 1203 第 8 号  
平成 26 年 12 月 3 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質については、同条第 3 項の規定に基づき、当該化学物質の名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係事業者団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 25 年厚生労働省告示第 391 号、平成 26 年厚生労働省告示第 117 号、第 271 号及び第 372 号）により、891 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる 49 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

また、法第 57 条の 3 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙 2 に掲げる 20 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、これまでに指針に基づく措置を講ずるよう届出事業者及び関係事業者団体に要請した物質のうち、別紙 3 に掲げる既存化学物質については、指針に基づく措置の対象から除外することとしました。しかしながら、当該物質はジメチルスルホキシドに溶解した場合、強度の変異原性が認められる物質に変化することから、製造し、又は取り扱う際には留意いただきますようお願いいたします。

（別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 略）

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会  
一般社団法人日本化学品輸出入協会  
化成品工業協会  
農薬工業会  
日本製薬団体連合会